

更正決定

76号事件原告

581号事件原告

被告国

上記当事者間の当庁平成30年(ワ)第76号国家賠償請求事件及び同年(ワ)第581号国家賠償請求事件について、令和元年5月28日に言い渡した判決に明白な誤りがあるから、職権により、次のとおり決定する。

主 文

- 2頁の16行目、4頁の8行目、同頁の21行目、同頁の22行目、5頁の3行目、同頁の4行目、同頁の6行目ないし同頁の8行目、9頁の20行目、10頁の7行目、12頁の18行目、同頁の19行目、同頁の21行目、同頁の23行目、18頁の26行目及び19頁の1行目に、それぞれ「優性」とあるのを「優生」と、
- 5頁の6行目及び12頁の22行目に、それぞれ「(平成8年法律第105条)」とあるのを「(平成8年法律第105号)」と、
それぞれ更正する。

令和元年6月3日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 中 島 基

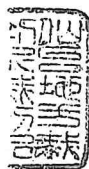


裁判官 大 黒 淳



裁判官 川 越 裕 季





これは正本である。

令和元年 6 月 4 日

仙台地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 阿 部 憲 雄

